

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

平成 3 0 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 ( 第 2 号 )

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 9 月 2 0 日 ( 水 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 2 3 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

1 番	吉 田 哲 也	2 番	藤 井 清 隆
3 番	村 山 一 彦	4 番	井 上 武 津 男
5 番	岡 田 泰 正	6 番	岡 本 正 意
7 番	畑 武 志	8 番	竹 内 き み 代
9 番	小 西 啓	1 0 番	岡 田 勇

欠 席 議 員 ( 0 名 )

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	犬石剛史
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	9番 小西 啓 1番 吉田 哲也

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 認定第 1号 平成29年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成29年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3号 平成29年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4号 平成29年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 5号 平成29年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 6号 平成29年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 7号 平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第34号 平成30年度和東町一般会計補正予算（第3号）  
議案第35号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第36号 平成30年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第37号 平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第38号 和東町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- 日程第 6 議案第 39 号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 7 議案第 40 号 農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 8 決議第 1 号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議
- 日程第 9 発議第 6 号 水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書
- 日程第 10 発議第 7 号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書
- 日程第 11 発議第 8 号 サマータイム（夏時間）導入に反対する意見書
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、9 番、小西 啓議員、1 番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

監査委員より、平成 3 0 年度第 5 回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第 3、認定第 1 号から認定第 7 まで、平成 2 9 年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成 2 9 年度和東町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、吉田哲也議員。

○決算特別委員長（吉田哲也君）

おはようございます。

私のほうからは、決算特別委員会審査の報告を行います。

認定第 1 号から認定第 7 号まで、平成 2 9 年度和東町一般会計歳入歳出決算及び平成 2 9 年度和東町特別会計歳入歳出決算については、9 月 1 1 日開会の第 3 回定例会

本会議において提案され、これを受け、議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、9月13日及び14日の2日間にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、畑監査委員から決算審査意見書の報告を、副町長からは主な施策の成果を説明された後、各所管課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

平成29年度の一般会計ほか6特別会計の決算額は、歳入56億2,162万円、歳出53億8,840万円、歳入歳出差引額2億3,322万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,812万円を控除した実質収入額も2億510万円の黒字となりました。

昨年はお茶の京都博など、さまざまな事業による観光入り込み客数や消費額のアップにより、茶源郷和東の名声を広く発信できた年であった。

教育型観光やインバウンド等に対応した農家民泊も18ツアー435名の受け入れをされた。受け入れ家庭の登録も現在91件となっており、住民の積極的な受け入れはまちづくりの大きな成果となっている。

地方創生交付金事業の取り組みとしては、若者の移住やUターン等を促進するため、企業誘致の一環として、体験交流センターの2階に自然環境の中で仕事ができるサテライトオフィスを整備された。

また、移住PR動画の作成やお茶の京都博として茶畑ビューイング2017を開催され、茶畑空間の中でお茶を楽しむ茶畑ハウスを設置し、期間中4,315人の来場者があった。

そのほか、茶源郷和東スポーツ聖地化づくり事業として、マウンテンバイクコースの整備・測量業務やマップ作成、グッズの開発、湯船地域の活力再生と自立できる地域づくりを推進するため、「株式会社湯船」の新商品開発に向けた補助など、総額5,039万円と盛りだくさんの事業を積極的に取り組まれました。

また、安全で快適な暮らしが実感できるよう、町道拡幅改良工事や7水源を1水源とする統合簡易水道事業は、全てを和東中央簡易水道に統合し、遠隔監視システムの

構築や配水管布設工事などが実施されました。

住民の長年の願いであった府道宇治木屋線トンネル開通に向けた事業も徐々に進み始めました。

このほか、茶業振興や有害鳥獣対策、グリーンティ和東周辺の駐車場整備事業、大規模災害時を想定した非常時に優先的に行う業務の執務体制や対応手順を定めた計画書を策定された。

そのほか第4次総合計画のグッツのプログラムに沿ったまちづくりを進められました。

財政状況においては、実質公債費比率や財政力指数は、平成25年度以降、年々好転し、安定した状態ではありますが、地方交付税の減少や財政の指標である経常収支比率が94.4%となるなど、財政の硬直化が見られます。今後、人口減少と少子高齢化の進行は和東町の財政運営に大きな影響を与え、ますます経費節減・財源確保と、限られた財源の中で創意工夫の施策が求められています。

各委員からは、町税や国保税の減免制度を受けられた実績や内訳は、景観条例を整備するに当たり、農業振興支援など盛り込まれる計画は、路線バスの乗降者数の状況や利用しやすいダイヤ改正・運賃改正の検討は、29年度決算で上がっている不納欠損額754万8,000円の処理した理由は、また、町税や住宅使用料、水道使用料などの収入未済額の内訳や対策、今後の取り組みなどについて厳しい意見が出されました。

近年、地震や台風、大雨による被害が全国で多発している。災害時の備蓄品の状況や避難所の環境整備の状況は、また、下水道事業における災害時の危機管理のマニュアルづくりはできているのか、お茶の京都博や農家民泊の内容と成果は、ゴルフカートは今後どのように利用していくのか、放課後児童対策クラブ嘱託職員の確保は、府道木津信楽線井平尾地内の工事の進捗や周辺のごみ不法投棄の問題は、町営住宅の募集の経過と結果は、町道維持修繕工事の内容は、また、人口減や交付税も減ってきて



いるこの現状の中で、今後どのような施策を行っていくのか、固定資産税の税率見直しの検討はなど、多くの質疑が交わされました。

質疑の後、討論を行い、岡本委員から、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。

また、賛成討論として竹内委員からは一般会計に、小西委員は国民健康保険特別会計に、岡田泰正委員は下水道事業特別会計に、村山委員は介護保険特別会計に、藤井委員は後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の意見が述べられました。

採決の結果は次のとおりです。

認定第1号 平成29年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決いたしました。

認定第2号 平成29年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 平成29年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第4号 平成29年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第5号 平成29年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第6号 平成29年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第7号 平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、平成29年度和束町一般会計歳入歳出決算及び平成29年度和束町各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、9月19日決算特別

委員会審査報告書を作成し、議長に提出いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

よって、本決算認定の7件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、平成29年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成29年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、議案第34号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第3号）、議案第35号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第37号 平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第34号から議案第37号の提案理由を申し上げます。

議案第34号 平成30年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、道路橋梁施設  
災害復旧事業、河川改修事業、相楽東部広域連合負担金、有害鳥獣関係事業補助金、コミュニティ振興事業補助金等において

議案第 35 号 平成 30 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、事業勘定においては、制度改正に伴う電算システム改修委託料並びに高額介護合算療養費等について

直営診療施設勘定においては、地震対策用ブロック塀の修繕費並びに臨時職員賃金等について

議案第 36 号 平成 30 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、下水道管渠施設の修繕費並びに人事異動に伴う職員人件費等において

議案第 37 号 平成 30 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、保険事業勘定における居宅介護サービス給付費並びに高額介護サービス費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、議案書に基づきまして、議案第 34 号の説明を申し上げます。

議案第 34 号

平成 30 年度和束町一般会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度和束町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,550 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 2,370 万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年9月20日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

14款国庫支出金、2億7,067万9,000円、760万4,000円、2億7,828万3,000円。

15款府支出金、1億8,926万1,000円、307万7,000円、1億9,233万8,000円。

17款寄付金、6万1,000円、21万円、27万1,000円。

18款繰入金、1億6,011万5,000円、801万8,000円、1億6,813万3,000円。

19款繰越金、3,506万2,000円、3,850万4,000円、7,356万6,000円。

20款諸収入、3,596万円、108万7,000円、3,704万7,000円。

21款町債、4億2,200万円、700万円、4億2,900万円。

歳入合計。

32億5,820万円、6,550万円、33億2,370万円。

続いて、歳出でございます。

歳入と同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款総務費、5億9,786万5,000円、1,246万6,000円、6億1,033万1,000円。

3款民生費、6億7,932万3,000円、1,102万4,000円、6億9,0

34万7,000円。

4款衛生費、4億5,933万3,000円、226万8,000円、4億6,160万1,000円。

5款農林業費、1億8,982万1,000円、205万9,000円、1億9,188万円。

6款商工費、7,446万3,000円、23万2,000円、7,469万5,000円。

7款土木費、2億8,871万3,000円、1,035万4,000円、2億9,906万7,000円。

8款消防費、2億1,633万7,000円、176万4,000円、2億1,810万1,000円。

9款教育費、2億5,592万8,000円、557万6,000円、2億6,150万4,000円。

10款災害復旧費、3,551万5,000円、1,675万7,000円、5,227万2,000円。

13款予備費、500万円、300万円、800万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

めくっていただきまして、第2表 地方債補正でございます。

変更ということで、起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法に基づき説明をさせていただきます。

災害復旧事業、限度額：2,510万円、起債の方法：借入又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を

短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。計：2,510万円。

補正後でございます。

補正後の限度額：3,210万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。補正後の限度額3,210万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.34、平成30年度和東町一般会計補正予算（第3号）に基づき説明をさせていただきます。

1ページから4ページの総括につきましては、重複しますので省略させていただきます。5ページ、6ページをお願いしたいと思います。

なお、主なものの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額700万円でございます。

1節公共土木災害復旧費負担金ということで、道路橋りょう災害復旧費負担金700万円を計上させていただいております。

15款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、補正額134万1,000円でございます。

1節総務管理費補助金で、市町村未来づくり交付金（コミュニティ振興助成）131万円、同じく、市町村未来づくり交付金（防犯カメラ）3万1,000円でございます。

同款、同項、2目民生費府補助金、112万1,000円。

1節社会福祉費補助金で108万円、市町村未来づくり交付金（総合保健福祉施設基本構想）108万円でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

18款繰入金、2項基金繰入金、57目農業共済事業振興基金繰入金、補正額801万8,000円でございます。

1 節農業共済事業振興基金繰入金ということで801万8,000円でございます。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、3,850万4,000円。

1 節前年度繰越金で純繰越金3,850万4,000円を計上させていただいております。

2 1 款町債、1 項町債、7 目災害復旧費、700万円。

2 節公共土木施設災害復旧債、道路災害復旧事業債で700万円を計上させていただいております。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額1,461万9,000円でございます。

補正の内容につきましては、職員人件費及び13 節委託料398万1,000円、そのうち和東町例規集編集委託料ということで350万円計上させていただいております。

また、19 節負担金補助及び交付金で336万1,000円。主なものが、相楽東部広域連合負担金、これにつきましては、電算システムセキュリティ対策に係る費用負担ということで、301万5,000円計上させていただいております。

同款、同項、9 目自治振興費、補正額262万円でございます。

19 節負担金補助及び交付金で262万円。内訳といたしまして、コミュニティ振興事業補助金、これにつきましては撰原区公民館の改修事業でございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

同款、2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額△580万2,000円でございます。

これにつきましては、職員人件費でございます。

同款、3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、△246万5,000円。

これにつきましても、職員人件費の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額458万円でございます。

主なものにつきましては、13節委託料216万円ということで、総合保健福祉センター計画に係ります施設整備基本構想策定業務委託料216万円を計上させていただいております。

めくっていただきまして、13ページ、14ページ。

同款、同項、6目人権ふれあいセンター費で、補正額835万2,000円でございます。

これにつきましては、職員人件費でございます。

同款、2項児童福祉費、3目保育所費、補正額△150万8,000円。

これにつきましても、職員人件費の減額でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、補正額169万4,000円でございます。

主なものにつきましては、19節負担金補助及び交付金で114万3,000円、相楽東部広域連合負担金、焼却灰の搬送装置ユニットの交換補修に係る費用を計上させていただいております。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費、△653万4,000円でございます。

これにつきましては、職員人件費の減でございます。

同款、2項林業費、2目林業振興費、774万3,000円の補正でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで、有害鳥獣関係事業補助金を計上させていただいております。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、補正額が230万円ござい



ます。

主なものにつきましては、めくっていただきまして、15節工事請負費、町道維持修繕工事200万円を計上させていただいております。

同款、3項河川費、2目河川改修費、750万円の補正でございます。

13節委託料といたしまして350万円、測量設計業務委託料、15節工事請負費で400万円を計上させていただいております。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、557万6,000円の補正でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金、これにつきましては、和東町町史編さん事業等に係る費用でございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費、1,675万7,000円の補正でございます。

内容といたしまして、13節委託料、測量設計業務委託料、道路橋りょう災害復旧1,400万円、15節工事請負費、道路橋りょう災害復旧工事費257万7,000円を計上させていただいております。

13款予備費、1項予備費、1目予備費、300万円の補正でございます。

以上でございます。

なお、19ページ以降につきましては給与費明細書を添付させていただいております。また、目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、特別会計につきましては所管課長より説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きますして、私から。

それでは、私のほうから、議案第35号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

### 議案第35号

#### 平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,263万6,000円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億755万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月20日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入からでございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

4款府支出金、4億7,470万2,000円、27万円、4億7,497万2,000円。

7款繰越金、1,000円、26万6,000円、26万7,000円。

歳入合計、6億6,210万円、53万6,000円、6億6,263万6,000円。

続きまして、次のページでございます、歳出。

こちらも歳入と同様、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、2 5 2 万 5, 0 0 0 円、2 9 万 6, 0 0 0 円、2 8 2 万 1, 0 0 0 円。

2 款保険給付費、4 億 5, 5 9 3 万 6, 0 0 0 円、2 4 万円、4 億 5, 6 1 7 万 6, 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料N o. 3 5、予算に関する説明書、事業勘定のほうでございますが、そちらによりましてご説明申し上げます。

1 ページから 4 ページは重複しますので、説明を省略させていただきまして、5 ページ、6 ページからお願いいたします。

歳入でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額が 2 7 万円でございます。

2 節特別交付金で特別調整交付金分ということで、2 7 万円の補正でございます。

続きまして、7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、2 6 万 6, 0 0 0 円の補正でございます。

1 節前年度繰越金で純繰越金となっております。

続きまして、7 ページ、8 ページでございますが、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 7 万円の補正。

1 3 節委託料が主なものでございまして、電算システム改修委託料となっております。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、3 目一般被保険者高額介護合算療養費で 2 4 万円の補正でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金となっております。

以上でございます。

なお、直営診療施設勘定の補正につきましては、診療所事務長と説明を交代させて

いただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きますして、私のほうからは、平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の直営診療施設勘定につきまして説明させていただきます。

なお、議案第35号につきましては、さきに税住民課長が申し上げましたので、省略させていただきます。

議案第35号の3枚目でございます。

第1表 歳入歳出予算補正ということで説明させていただきます。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

歳入です。

5款繰越金、80万円、255万円、335万円。

歳入合計、1億500万円、255万円、1億755万円でございます。

めくっていただきまして、2. 歳出。

同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、6,678万7,000円、255万円、6,933万7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きますして、予算に関する説明書、資料No.35、直営施設勘定につきまして説明させていただきます。

総括につきましては重複しますので省略させていただきますして、5ページ、6ページでございます。

2. 歳入でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正前の額が 2 5 5 万円。

1 節前年度繰越金 2 5 5 万円で、純繰越金となっております。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で補正額が 2 5 5 万円。

これにつきましては、主なものとしましては、7 節賃金 1 2 0 万 2 , 0 0 0 円、それと 1 1 節需用費 1 0 0 万円、これにつきましては修繕費でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第 3 6 号の和東町下水道事業特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 3 6 号

平成 3 0 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 7 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2 , 3 0 6 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

済みません、おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

5款繰入金、補正前の額1億5,196万1,000円、補正額△17万円、計1億5,179万1,000円。

歳入合計、補正前の額2億2,323万1,000円、補正額△17万円、計2億2,306万1,000円でございます。

おめくりください。歳出でございます。

1款総務費、補正前の額1,979万5,000円、補正額△136万8,000円、計1,842万7,000円。

2款管理費、補正前の額4,135万3,000円、119万8,000円、4,255万1,000円でございます。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、事項別明細によりご説明させていただきます。

総括、1表、2表は省略させていただきます、5ページお開きください。

歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、△17万円でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額で136万8,000円でございます。

主なものにつきましては、職員の人件費でございます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、13節水質分析委託料でございます。22万円。

同じく、2目管渠管理費、11節需用費で修繕費で97万8,000円。マンホー

ルポンプの修理でございます。

おめくりいただきまして、給与費明細につきましては、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

議案第36号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、議案第37号の平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

議案第37号

平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,365万6,000円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

1. 歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 2,341 万 1,000 円、215 万 8,000 円、1 億 2,556 万 9,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 4,633 万 5,000 円、164 万円、1 億 4,797 万 5,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 6,566 万 1,000 円、△419 万 6,000 円、1 億 6,146 万 5,000 円。

5 款府支出金、9,115 万 2,000 円、40 万 4,000 円、9,155 万 6,000 円。

7 款繰入金、8,471 万 8,000 円、42 万円、8,513 万 8,000 円。

9 款繰越金、1,541 万 6,000 円、653 万円、2,194 万 6,000 円。

歳入合計、6 億 2,670 万円、695 万 6,000 円、6 億 3,365 万 6,000 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

これにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、717 万 3,000 円、129 万 6,000 円、846 万 9,000 円。

2 款保険給付費、5 億 6,924 万 9,000 円、460 万円、5 億 7,384 万 9,000 円。

4 款地域支援事業費、3,381 万 4,000 円、106 万円、3,487 万 4,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、改めまして、予算に関する説明書 No.37 をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5 ページ、6 ページをお開きください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 215 万 8,000 円。



主なものといたしましては、現年度分の特別徴収保険料、1節でございます。21  
1万8,000円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額117万円。

主なものといたしまして、1節現年度分の介護給付費負担金の117万円の増額で  
ございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、△444万9,  
000円でございます。

主なものといたしまして、1節現年度分といたしまして、介護給付費の交付金44  
4万9,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額653  
万円。

これにつきましては、1節前年度の繰越金、純繰越金でございます。

次、めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額129万6,000円。

これにつきましては、委託料といたしまして129万6,000円計上させていた  
だいています。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額  
1,000万円。

これにつきましては、主なものとして19節負担金補助及び交付金で、居宅介護サ  
ービスに係る増額でございます。

同款、同項、3目地域密着型介護サービス給付費、△400万円。

これにつきましても、19節負担金補助及び交付金で400万円の減額となってお  
ります。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、△500万円でございます。

これにつきましても、19節負担金補助及び交付金の減額でございます。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、360万円。

これにつきましても、19節負担金補助及び交付金でございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、181万7,000円の増額でございます。

これにつきまして、主なものといたしましては職員の人件費でございます。

2枚めくっていただきまして、13ページでございます。

給与費明細のほうをのせております。また、後ほどお目通しいたきますようよろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時35分まで休憩します。

休憩（午前10時23分～午前10時35分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

1番、吉田哲也議員。

○1番（吉田哲也君）

それでは、私のほうから1点だけお聞きいたします。

予算に関する説明書のNo.34の17ページ、7款土木費、2目河川改修費の測量設計業務委託が350万円、その下の10款災害復旧費のところで、測量設計業務委託が1,400万円と出ているんですが、どの箇所かお聞きいたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、7款の2目河川改修の測量費でございます。

これにつきましては、原山産子司川の測量試験費でございます。これは住居の擁壁の下部河川のところの河床があらわれていまして、一定の修繕をする必要がございます。測量試験費として上げさせていただいております。

あわせて、10款1目道路橋りょう災害復旧費の測量費1,400万円でございますが、これは8月、9月、21号、22号の台風の関係で発生しました災害復旧の測量でございます。

ちなみに、公共土木施設災害が7カ所、農業施設災害が3カ所ございましたので、その測量設計費でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、同じく、17ページの災害対策費に関しまして幾つかお聞きしておきたいんですけども、この9月議会ではこの前の台風被害であるとか、逆上りますと、6月の大阪の地震であるとか、そういったものを含めた災害が大変頻発をいたしました。それで、今ありましたように、災害復旧も含めていろいろ手当も知られているわけですけども、和束町にとりまして、この間、最も影響のあった被害といいますと停電がありました。その辺、とりわけこの前の台風のときの停電が長時間にわたって停電が起こったわけですけども、まず、総務課長に、今回の停電の全容ですね、どういふものであったかということをもう一度報告いただきたいのと、それから関電のほう

ともいろいろやりとりはされていると思うんですけども、今回の停電についての原因についてはどのような説明を受けているかお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

去る9月4日の台風21号の関係でございますが、岡本議員がおっしゃるように、和東町全域に及びまして停電が発生いたしました。発生時期につきましては、役場庁舎付近で午後2時過ぎから一旦停電をして、5分ほど復旧をしたんですけども、再度、午後2時20分から停電をいたしました。

役場につきましては、午後9時20分ぐらいに復旧、また、その他の家庭につきましては夜の12時、もしくは夜の2時半、長いところでありまして、明るく日の復旧ということで、関西電力のほうから聞いておるところでございます。

また、台風21号につきましては、大雨警報が9月4日の午前6時15分に発令されまして、解除につきましてはその日の午後6時53分ということでございますが、特に雨量的には、21号の総雨量が和東町で76ミリとなっているところでございます。しかしながら、風が相当きつく、暴風並みの風が吹いていたということで、和東町に観測所はございませんが、一番近い京田辺市のアメダスによりますと、最大風速が19.2メートルということで、気象庁のほうから連絡があったところでございます。

なお、和東町の民家につきましては、瓦の破損、窓ガラスの破損ということで聞いております。

また、町道につきましては、湯船朝宮線が倒木のため通行どめになったと。

府道につきましても、和東井手線、奥山田射場線、宇治木屋線ですね、この3路線につきましても、倒木のため通行どめになったということで建設課長から聞いておる

ところでございます。

また、関電のほうの停電の原因でございますが、岡本議員もご承知のとおり、台風 21 号につきましては、ちょうど淡路島から兵庫県、大阪府の境を抜けて京都府の宮津市あたりに抜けたというところで、近畿圏内、関電によりますと、この 9 月 4 日の停電でございますが、約 218 万戸の停電があったと。同じ日の午後 11 時現在でございますが、157 万戸の停電があるということで関西電力から報告を受けているところでございます。

なお、原因につきましては、先ほど言いましたように、至るところで倒木により電線が遮断されたということでございます。

また、関西電力のシステムの関係でございますが、近畿で多くの停電が一斉に発生したということで、関西電力のシステムがダウンをして、破損箇所等ですね、停電システムの障害が起こったということで聞いております。

なお、9 月 4 日の夜中でしたが、関西電力のほうから私に電話がありまして、8,000 人体制で復旧作業を急いでいるということで連絡を受けたところでございます。

なお、和東町につきましては、午後 4 時、また午後 8 時前後に、計 4 回停電でご迷惑をおかけしてますと、現在、復旧作業にかかっておりますので、しばらくお待ちくださいということで、防災行政無線により連絡放送させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今回、全町にわたって停電をして、遅いといいますか、大変おくれたところでは明くる日の未明までかかったということで、住民の方には大変ご心配されたことだと思うんですけども、もちろん原因等です、強風による倒木等で電線等がいろいろ支障が

あつてなつたということはわかるんですけども、ただ、やはり関電のほうからはですね、もう少し詳しい説明を受ける必要があると思うんですね。

というのは、あっちこっち倒木したから停電しましたというだけだったら、どこをどういうふう to 今後、町としても対応すれば防げるのかということがわかりませんので、やはりそういう点では、もう少し関電のほうから詳しい原因についての究明ですね。

やはり一応復旧されているということは、どこそこを触られて復旧していることですから、そういう点では詳しい原因については把握されていると思います。そこはもう少し詳しく説明を受ける必要があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

去る9月14日の日だったと思うんですけども、関西電力の京都支店のの方が来庁されまして、私のほうにとということでありましたが、その日、決算特別委員会が開催されてましたので、実際会えてないというのが現状でございます。

岡本議員がおっしゃるように、関電のほうに連絡をとりまして、原因ですね、詳細にわたって説明を受けて、また報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ、お願いしたいと思うんですが、やはり停電しますと、今、本当に電気というのが生活にとって全般にわたって動かしているという状況がありまして、オール電化

などになりますと、本当にほぼ全てがとまってしまうといたことが起こっております。

そういう点で、各家庭のほうはいろいろとご家庭のほうで対応するしかないわけですが、役場としてというか行政としてですね、例えば、やはり避難所を開設されたわけですが、避難所地震も停電すると。その場合に、夏場であるとクーラーもきかなくなりますし、テレビ等もつかなくなる。いろんな意味で不便な状況が続くわけですが、町として避難所を開設されたわけですが、その辺への影響というのはどのように把握されているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

和束町ではカセットボンベ式の発電機を各区の公民館15カ所、また役場・B&G海洋センター・小学校等合わせまして、22台のカセットボンベ用の発電機を配置させていただいているところでございます。

電力量といたしましては、やはりカセットボンベを2本使うということで、約2時間使えるということでございます。電力的には、蛍光灯とテレビ1台程度の馬力があるということで報告を受けているところでございます。

あわせて、各避難所には役場総務課対策本部で持っております懐中電灯、それぞれの避難所に配置されてます懐中電灯・ランタン等、停電用の対策ということで常時置かせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

やはり今回、いわゆる7時間とか8時間とかいう形で長く停電が続いて、家に帰ってももちろん停電しているわけですが、避難所というのは一定安全を確保していくという意味ではですね、もう少し今後停電への備えというものを避難所の中でも強化する必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

以前の台風等のときにも停電を、そのときは短期間でしたけども、大変停電が多く発生しております。そういう点で、この避難所等も含めて停電への備えというものをぜひ強化していただきたいと思うんですけども、その辺もう一度お聞きしたいのと、それから、診療所の事務長にお聞きしたいんですけども、診療所も停電をされたと思うんですけどもね、ただ、やはりいわゆる診療所は例えば災害時等に医療を提供できる機関ですから、今回は負傷されたりとかということはなかったかもしれないんですけども、やはりそういった災害の度合いによっては医療行為をしていくという役割があると思います。そういう点で、停電時に診療所としての機能がなかなか果たせないという状況では大変ゆゆしき状況もあると思いますけども、今回の停電の状況と、また、その辺の課題についても思われていることがあれば答弁いただきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうからは、各避難所、各区公民館の今後の体制につきましてですが、電池式になりますが、懐中電灯等、また台数をですね、ふやさせてもらって、住民の方が少しでも安心できるように対策を講じたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）



はい、お答えいたします。

診療所のほうでは、今回の停電につきましては、七、八時間程度ということで対処しておりました。

今、総務課長から答弁がありましたように、懐中電灯等を用意しております。ただ、診療所につきましては、以前入院施設があった場合には発電機等も用意し、また、全館消えた時期がございましたが、今は外来中心でございます。それにつきましては、応急措置のみの対応ということを考えております。

対策本部が役場のほうに設置されますので、それにのっとりまして、また救護班、あるいは医療班として対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ、その辺また避難所もそうですし、また診療時自身は違った意味での役割もありますので、ぜひ体制のほうで強化のほうに向けて検討いただきたいと思いますし、今、総合保健福祉センターのほうを今後建設していく、整備していくということが今言われておりますけども、もちろんそういったことも検討の内容にはなると思います。ぜひ、その辺も含めて検討いただきたいと思いますというふうに思います。

それと、もう一つ災害の関係で、これは6月の大阪での地震を受けてですけども、当時、いわゆる学校施設でのブロック塀の事故があって、それを受けて文科省と教育委員会は点検をされて、いわゆる全部的には危険なものはなくしていくであるとか、またフェンスにするであるとか、そういった措置がとられております。

相楽東部ですから、和束町の小中学校の関係では、危険という意味では確認されていないというふうには聞いてはいるんですけども、学校施設もそうなんですけども、やはり通学路も含めてですね、地域の町道であるとか、そういった部分でのブロック塀や、

また石積みの塀などの安全性というものも、やはりあわせて実態把握をしていく必要性があるんじゃないかと思うんですね。地震から3カ月ほどたってるわけですけども、その辺についての実態把握等の取り組みというのはされているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、ブロック塀の関係でございますが、6月の議会でも小中学校につきましては該当がないということで私のほうから報告をさせていただきました。

その後、教育委員会のほうが通学路の安全点検ということで実施されまして、該当するようなブロック塀等については、ないということで報告を受けているところでございます。

なお、本日でございますが、本日の午後、交通安全対策ということで、教育委員会、建設課、総務課の職員が通学路の安全点検に回るというふうに聞いております。その中で把握できる分につきましては報告を受けまして、対策を講じたいというふうに考えております。

また、京都府のほうでございますが、本年の9月議会のほうに民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業ということで予算を計上されていると聞いておるところでございます。その説明会につきまして来月10月に開催されるということで、私は出席させていただきますが、基本的に京都府の考え方につきましては、上限額が20万円、そのうち個人負担が5万円、残りを国・府・市町村で負担するという制度を、今、要求されていると聞いておりますので、それを利用しながら対策を講じたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

いわゆるブロック塀等の危険というのは、三重県でしたかね、かなり前ですけども地震の際に多くの塀が倒れて、それで危険があるということで、そこを中心に対策しなくちゃいけないということでクローズアップされた経過があるわけですけども、残念ながら、全国的には余り広がってないという状況の中で今回の事故も起こったりしたわけですけども、今回は児童が犠牲になったということで、学校との関係で問題点がいろいろ言われることもあるんですけども、これはいざ地震が起こったときに避難する際の避難路であるとかをふさいでしまうであるとか、また、救援に行く際のいろんな車両が入る際に障害になるであるとか、そういう意味で大きな問題があるというふうに言われております。

そういう観点からもぜひ地域全体の中でもう一度実態把握をしていただいて、今、いろいろ京都府との関係でそういった制度も含めて検討されているという話ですけども、その上でもまず実態把握をちゃんと行うということが前提だと思いますので、まずその辺をした上でぜひ議会や住民にも知らせていただいて、まず、すぐに対応できなくても、ここはこういう危険があるよということを知らせるだけでも大変大事ですので、それも含めてもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員おっしゃるように、通学路を中心に、本日ですね、点検をするということで聞いておりますので、その報告を受けながら、また私、また職員が気づいたところにつきましては報告を受けながら対策を講じたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1点だけお願いしたいと思います。

台風関係の中で和東町の町営の風呂がそのときに休場になったはずなんですけども、なぜ防災行政無線で広報で流していただけなかったか。広報車で多分回っておられたように思うんですけども、その点についてお聞きしたかったです。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

当時、風呂の営業のほうをとめることを決定させていただいたときには、町内の全域のほうが停電していたというのと、それを活用するつもりではおったんですけども、聞いてみたら、結構利用ができなくなっている家庭とかが多いということを知ってまして、その活用も考えまして準備はしておったんですけども、とりあえずはまず住民様にすぐさま伝えなければいけないということで、広報車を走らせて対応させていただいたということでございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

そしたら、今後こういうことが起きた場合は、やはり防災行政無線で通達していただくほうが、より広域にわかっていただけたらと思いますのでね、できたらそういう形でお願いしたいと思います。

私はこれで質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

5 番、岡田議員。

○ 5 番（岡田泰正君）

私からはですね、議案書 No. 34 の資料の 18 ページで消防費の中に災害保障額として休業補償費という形で上げていただいておりますけれども、この休業補償費はどういった事故で何名事故に遭われているのか、どういう内容であったのか、そういう点をお聞きしたいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回計上させていただいております療養補償費 1 万 3,000 円、また休業補償費 5 万 6,000 円ということで、実は昨年 10 月 4 日に認定をされました方でお一人けがをされたということで、その補償分、今回の補正予算で計上させていただいたところでございます。

以上です。

○ 議長（岡田 勇君）

5 番、岡田議員。

○ 5 番（岡田泰正君）

これ 1 回で既に完治されたということで理解させていただいてよろしいですか。

○ 議長（岡田 勇君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

一定の治療が終わって治ったということで、今回上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

それから、10ページになるんですけども、監視カメラ2カ所を上げていただいているわけですが、これについては全て監視カメラのリース料という形の説明になっておりますけれども、リースでやる場合と買い取る場合と、いろんなメンテナンス等々あるわけですが、有利性を考えてこちらにされたのか、その取り扱いについての採用された経緯、説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、防犯カメラをリースという形で導入させていただいたのは、やはりリース期間につきましては、一定、故障ですね、いたずら等の関係につきましても保証をしていただけると。購入した場合につきましては、1年程度の保証期間しかないんで、リースのほうが有利だということで、今回、リースという形で予算を上げさせていただいているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、私のほうから2点だけお聞きしたいと思います。

No.34の10ページですが、企画費として19節負担金補助及び交付金として113万3,000円計上されております。この説明では、相楽東部ひと・企業誘致促進協議会負担金となっておりますが、詳しく説明をお願いしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらはですね、昨年度立ち上げました相楽東部未来づくりセンターの実施事業でございませう。相楽東部未来づくりセンターはですね、京都府と相楽東部の三つの町村が一緒になって立ち上げた組織でありますけれども、行政上、予算の執行に当たっては四つの自治体にまたがっておりますので、ひと・企業誘致促進協議会という協議会を立ち上げまして、この協議会が実施主体になって事業を進めるというふうになってございませう。

この113万3,000円の内訳でございませうが、30万円と83万3,000円に分かれてございませう。今年度ですね、この相楽東部未来づくりセンターでは地方創生交付金を取りにいきまして、その中で30万円の部分につきましては、交流事業、ツアーの造成ですね、そういったものをDMOと連携してつくると。その予算といたしまして京都府が90万円負担して、残りの3町村で当分で30万円ずつ、これの金額でございませう。

続いて、83万3,000円の部分でございませうが、こちらはワールドマスターズゲームズに向けた競技人口拡大ということで、初心者講習会であったりファミリー向けのワークショップを3町村で開催するというふうになってございませう。

和東町では、マウンテンバイクの初心者講習会を来年3月に相楽東部未来づくりセンターが主体となって実施すると。そのほか、笠置町ではボルタリング、南山城村ではまだ詳細は決まってませうけれども、高山ダムはダム湖を使って水関係の例えばカヌーであったり、そういったものが検討されているところなんですけれども、そういったものをそれぞれ3町村で実施していくと。こちらのほうは250万円が京都府の負担、残りの250万円を3当分して83万3,000円でそれぞれ3町村で負担するとい

うような内容になってございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

よくわかりました。

昨年度ですね、私たちも現場を視察しに行っております、未来づくりセンターですね。ただ、その後、やはり立ち上げてまだ1年ということで、なかなか実績は上げにくいかと思いますが、今後、どういう流れになっているか、どういう仕事を狙っているのか、そういうものを逐次議会のほうにも報告いただけたらと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

この相楽東部未来づくりセンターではですね、この協議会の名前にありますように、ひと・企業誘致促進という形で、人の交流を促進すること、それから働く場所を創出すること、この二つを柱にして現在いろいろな事業を取り組んでおります。

具体的な実績といたしましては、お隣の村になるんですけども、南山城村のほうでシイタケ工場の誘致が実際かなったりですね、ほかにも企業誘致活動というものを区が中心になってやっておられるということが一つの実績と上がっております。

また、我々、昨年、スマートワーク・オフィスを立ち上げたんですけども、同様の施設が笠置町でありましたり、南山城村にもございまして、そういったところに企業を呼んでくるというような活動も実施しております。

今回、交流部分、働く場所以外の人の誘致の部分で交流事業といたしまして、一つ



はツアー関係、具体的に言いますと、自然を生かした人の誘致でありましたり、我々としたら、マウンテンバイクと鷲峰山のパワースポットめぐりみたいな感じのツアーも企画されているところでございます。そのほかマウンテンバイクであったり、ボルダリングであったり、カヌーであったりといった、そういうネイチャースポーツ、これのメッカにして人を誘致していこうということで、今、事業が進められているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

多岐にわたって活動されているということはわかりましたので、また逐次、議会のほうの報告もお願いしたいと思います。

それと、もう1点ですが、16ページ、農林業費の中で有害鳥獣関係事業補助金として774万3,000円として計上されております。この明細をご報告いただきたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

明細というと金額でしょうか、事業明細ですか、どちらですか。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

774万3,000円について、どのような形でされるのか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、見積もりとそれから7月31日まで募集させていただきまして、当初予算といたしまして、補助金の交付決定済額が627万円が国のほうから来るという形になっております。

あと、募集をかけさせていただいたところ、1,400万円ほど事業量がございまして、その不足分として774万3,000円が必要ということでございまして、今回の補正をさせていただいたということでございます。

内容につきましては、複合柵が1,364万5,800円、それから金網柵が3万3,350円、電気柵が33万3,450円ということで、合計1,401万2,600円の事業費ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

そうでしたら、一応、今、募集をかけたということは、田んぼ関係のそういう事業と見てよろしいんですね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

従来と一緒に、茶畑も畑も田んぼもということで、電気柵と複合柵といたしまして、電気柵と下にフェンスを使う部分、それから金網だけの部分、それと電気だけの分ということで3種類ですね。7月31日までの募集ということでお受けさせていただいている事業でございます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでしたらね、せんだって園区のほうにサル対策として檻を設置していただきました。それは私も確認させていただいたんですが、その費用はどのようになっているかお聞きしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

これにつきましては、繰越事業ということで450万円繰り越させていただいております。そちらのほうの事業費でございまして、今回とは別でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

あの檻が450万円として見たらよろしいんですか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

450万円のうち約六十何万円ぐらいはサルへの発信器を3個つけるということで、3個とそれから受信機という形で執行させていただいております。

それと、あの檻につきましては二百四、五十万円ぐらいの契約でございまして、思ったよりも少なかったと。それと、昨年できませんでした450万円のうちで残金が

ございますけども、その部分につきましての事業でございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

16ページの一般会計の34の一番下を書いてある町道管理業務委託料30万円出ているんですけども、これについての明細をお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

16ページの分につきましては、町道の維持管理の委託料でございます。

これは主につきましては、湯船朝宮線でございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

町道の管理につきましてはですね、各地域、区とかの出会いなんかでやっていることか、いろいろ町が管理している部分と、それとまた各区で出会いなりで何なりで維持管理、草刈りとかやっている分があると思うんですけど、その点どうですかね、平常の管理についてどういう温度差があるのか、そういうのはわかっていらっしゃるのか。それについて。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

質問の最後が聞き取りにくかったんですけども、町道維持修繕につきましては、原材支給費として200万円別途計上しております。この30万円につきましては、今回21号台風で町道朝宮線が通行どめになりました。その除去の関係の委託でござ

います。

めくっていただきまして、その次のページの町道維持修繕工事費ということで、合わせて200万円計上しております。これにつきましては、町内の道路、業者委託を行ってやった分でございます。

今、藤井議員の質問につきましては、町道維持修繕、原材料費ということで、原材料としてお渡しをしている部分が、別途、当初予算に計上しております。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

町道の補修とかそういう関係ですよ。

僕が申し上げますのは、掃除とかね、そういう関係なんです。災害とかありましたら緊急対応で駆けつけてもらっているいろいろしていただいているんですけども、平常の管理で地域の町道に関しましては、撰原なんかは年に3回ですかね、出会いとかでやましてね、そこで掃除とかいうことをやっているわけなんですけど、だんだんと高齢化してまいりまして出る人が少なくなったりとかですね、あと、風とか、雨とか、風雨なんか、災害がありますと側溝が詰まったり、そのまま放ってあったりとかするんで、一応、区長とか役員とか出て、日曜日とかでやるんですけどね、平常ですとなかなか区長さんも勤めてたりとか、そういう格好でできなかつたりとかもありまして、後回しになつたりとかするものですから、その点のことと、それから出会いなんですけどね、今、区のほうで主催してやっているんですけどね、これを町のほうで一応主催してもらってですね、出会いとかもできないかと思うんですね。

そうしますと、区入りしていらっしゃらない方もいらっしゃいますんでね、そういう人も出やすいと。区でありますとね、区入りしてない人なんかの住宅とかあるんですけどね、そこら辺の人も出やすいかなと、出てもらえるかなと思うんで、町で出会いを主催できないかということと、それと、側溝の管理ですね、水が詰まったり、そ

ういうことも災害というとなれなんですけど、町のほうで管理してもらえないかという  
ことについて質問いたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

この予算とは別に当初予算で人件費を見えています。それで、一応、今、現状で2名、  
現場を回っている状況でございます。これにつきましては、町内全域の維持修繕等  
についての軽微な作業についてはこちらのほうで対応しているということで、撰原だけ  
をとってみますと、例えば、長福寺銭司線であったりとか、撰原線であったりの木伐  
採とか、側溝掃除とかというのをやっております。

ただ、うちの道路事情でいいますと、260キロの町道がございます。ほぼ農地、  
畑のほうに行っていただく道路が主なものになっておりまして、この部分については  
受益者等々をお願いをしている部分も多々あるということはこちらも承知しており  
ます。

今、ご質問の最後の町全体としての清掃活動という話でありますけども、これは事  
務的な話でなく政治的な話も含めての対応になると思いますので、この点につきまし  
ては今後検討させていただくということでの答えにさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

そしたら掃除できるだけ助けていただくようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今、藤井議員のほうから、いわゆる地域の出会いであるとか、そういう清掃活動のことが出てたんですけども、それに関連して違うあれなんですけど、先日、私の地域、東区では自治会のほう等の清掃活動をする日があったんですけども、そのときに地域の方が清掃しながら出されていた声としては、今、言われたような地域自身が高齢化したりとかいう部分で、なかなか出合い自身が厳しいということもあるんですけども、それとはまた別に、いわゆる地域に空き家とか、それからふだんは住んでおられないけども、一応、土地とか持っておられて、ほとんど管理されてないと。草ぼうぼうになっていて、放置されているので手のつけようがないといった声を聞いて、もう少し固定資産税等の働きかけもあるかとは思いますが、そういった方に対する行政からの日常的な土地の管理であるとか、そういった部分での働きかけというのはできないんだろうかという声もあるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

昨年、区長さんのほうを回りまして、現在の空き家の状況でありましたり、そういった住宅の状況というのを聞き取りを行ったところでございます。その中で、我々としては連絡がとれるものに関しましては連絡をして、空き家として活用できなかつたという打診をさせていただきました。

ただ、年に1回、2回とかですね、盆・正月に帰ってくるとか、一家で集まってくるということであけられている住宅というものは、区長さんとしても区内でそういったものがあるというのは認識されておるんですけども、なかなかそういったところへの働きかけというものは今のところ空き家対策の一環としてはこれから検討という状況だと思っております。ですので、我々の課といたしましては、そういった移住者の

住む場所の確保といたしまして空き家の有効活用を考えておりますので、そういったところへの働きかけをどうしたらいいかということも今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる空き家対策ということの関連ではあるとは思いますが、仮に空き家じゃなくていわゆる土地だけあるというね、もう家とか建ってない。土地だけあって、そこは日常的に来られないから、とにかく草がぼうぼうになっていて、そういう清掃活動するときでも本当に大変で、いろんな支障が出てくると。日常的な環境という点でも大変悪いということで、何らかそういう土地を持っておられる方とかに対する、先ほど言いましたように、日常的な管理、年に何回かは来てでも草を刈っていただくとかいうことも含めてそういう働きかけが行政のほうから定期的にできないのかというお話があるんですけども、町長、その辺はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

一般的にですね、一つは、先ほどの藤井議員の質問にもありましたように、この地域づくり、まちづくり、行政で直接やらせていただくところと、そして地域コミュニティを深めて地域で考えていただくというのが正直なところはあります。

最近、非常に空き家とか草ぼうぼうという話なんですね、そういうものが出てきて、なかなか高齢化で地域づくりの一環ではなかなか難しい面があるというようなご意見というのは今までから出ているわけなんですけど、これによく似た条例というのは、草



刈り条例とかいろいろ持って法整備しながら、そして、その根拠を持ちながら活動していくと。

いわゆる民地といえども、私たちの考えで行っていくということになればですね、これはまたいろんな法律で対象になるのか。水道メーター一つ見に行ったところでもですね、大きな問題になったという例があるわけでありまして。そういうことを考えていきますと、いわゆる民有地に対しては根拠条例を持ってきちっとやっていかなきゃならない。その根拠条例がこれから必要であるかないのかと。

いわゆる環境整備条例とか、今、割れた環境維持条例とか、将来そういう前提に行く前に、地域で地域の皆さんでそういうものを防いでいこうというわけなんです。だから、何でも条例で全てやってしまうというよりも、高齢化になってきたという非常に過渡期な段階にありますが、地域のことはまず地域みんなで守っていこうというのも一つは大事だと思っております。

違う角度から申し上げますと、最近、地域コミュニティの崩壊というのが、今、大きな問題になっております。これは高齢化、少子化、いろんな社会問題で、一つに地域コミュニティですね、これの崩壊というのが大きな問題になっております。これとかどうしたらいいか、これはやっぱり議論していく。何でも条例で縛るとするのはいい地域づくりだろうかという観点から、そういう環境、地域コミュニティという観点からももう一度どう高まるほうがいいのかなと、このように思っております。

先ほど言われましたように、道路とかあるときには、先ほど事業課長が言っておりましたように、府道とかそういうところについてはそういうところでしたりですね、そして、木とか日常的なことを町でやろうということで、今、努めております。しかし、これは全部地域コミュニティまでとっていこうという問題ではありませんので、主はやっぱり地域コミュニティ。今でも諦めずに地域コミュニティをどう維持していこうかというのは私は大事だと思っておりますので、条例というのは相当議論した結果でやっていかないといかんのかなと、このように思っておりますので、ご理解をひ

とつよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろんいわゆる住んでおられてね、例えば高齢化とか、体が悪いとか、なかなか動きにくいとなって草もなかなか枯れないとか、そういう人はどうしようかということは、もちろん地域の区であるとか自治会のコミュニティの中で助け合いをするということは十分考えられると思います。ただ、言われているのは、土地だけそこにあって、民間の事業所であったりとか、個人で持っておられるけれども、日常には全然住んでおられないし、管理にも来られないと。そういうところは地域としてもなかなか声をかけにくいし、連絡もとりにづらいという意味があります。

そういう点で、やはり行政からいろんな指導も含めて、管理については働きかけをしていくことが必要ではないかということでこういう声が出ておりますので、今はそういった条例も含めて話がありましたけれども、今後ますます切実になっていくと思いますので、検討のほうをぜひお願いしたいと思います。

それと、次にですね、先ほどちょっと出ておりましたけれども、一般管理費のほうと、それからいきいき子ども館の関係で監視カメラの設置について予算がつけられておりますけれども、それで、今回2カ所で設置されるというふうに思うんですが、その辺の概要と、あと、今回つけられる目的について答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

事項別明細書の10ページになりますが、一般管理費で監視カメラリース料ということで6万3,000円上げさせていただいております。これにつきましては、通学

バスが役場のほうの乗降場になっております。その関係で、子供の安全対策と、また未然に防止するという形で抑止効果を狙いながらつけたいということで、玄関前に1台をつけさせていただきたいと思います。

なお、カメラのモニター等につきましては、役場の2階の電算室にモニターを配置しまして、鍵のかかる、職員が自由に入れないというところで録画データ等を保存をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今回補正をお願いする内容につきましては、防犯管理システムのリース料ということで予定をしております。現在、いきいきこども館には和東小学校の児童を中心に各種交流事業を開催しておるところでございます。そのほか和東中学校の生徒、和東保育園の園児の園外学習など、利用しておる回数をふえてきております。

特に、児童公園では、ミニ運動会やお楽しみ会などの定期的に開催する事業を始めまして、児童公園につきましては休日も解放しておりますので、ブランコや滑り台などの遊具を利用する子供たちがふえております。

今回、カメラの設置につきましては、2カ所、いきいきこども館の玄関付近並びに児童公園の入り口等の部分にカメラを設置したいというふうに考えております。

今後もこれらの各種事業の開催や利用者がふえることが予想されますので、防犯対策並びに子供たちの安全確保、安心して活動できる場所の提供ということでカメラの設置をしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる役場であれば通学バスの乗降場ということで、その安全関係、それからこども館であれば日常的な事業に子供さんたちが集まってくる中ですね、それを安全対策という点で今回つけられるということなんですけども、昨今、監視カメラといえますか、防犯カメラの設置が進んでおりまして、いろいろ子供をめぐる悲しい事件であるとか事故というものが一方である中で、そういったことへのニーズというものもあるのかもしれないんですけども、ただ、一方で、やはりこのカメラというのは、いわゆる守るべき子供だけじゃなくて、要は、一般的に役場を利用されたりとか、こども館を利用されたりとか、また、その辺の近くを通られる方も含めてですね、全てを録画するというか、監視するということになります。そういう点で、プライバシーの問題であるとか、いわゆる先ほど言われましたように、データ自身の保管であるとか廃棄、また、データの流出防止等ですね、やはりいろんな意味で対策を打たないといけない部分もございます。その辺のプライバシーの保護やデータ自身の管理というのはどのようにされるのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

私が先ほど答弁させていただきましたように、電算室ということでデータを管理させていただきたいと思います。

この電算室につきましては、総務課で鍵を保管して、一定、入退室につきましても全て確認をしているという状況でございますので、やはり岡本議員がおっしゃるように、プライバシーの保護とデータが流出しないように対策を講じたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

今回のカメラの設置につきましては、監視用というよりも記録という形をとりたいというふうに考えています。

また、モニターの設置の場所につきましては、1階部分の鍵のかかるコピー室がございます。そちらのほうにモニターを設置しまして、記録等をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

言われますように、今回、防犯カメラをつけることで抑止という話がありましたけれども、ただ、やはりカメラというのは、基本的に子供たちにしても何にしてもそうですけれども、直接は守ってくれないんですよね。ただ、いわゆる写しているだけの話で、後で振り返って、例えば犯人であるとかいうのを特定するとか、また、いろんな状況を把握するということにつけられているということはございます。ですから、あくまで子供たちにしても、どんな方にしても、守るというのは人しかないわけなので、その辺のカメラをつけることと同時に、地域の見守りであるとか、また施設、役場や子ども館でのそういう見守り体制というものも今まで以上に充実してやっていただきたいと思いますので、そこはぜひ基本線をしっかりと置いてやっていただきたいというふうに思います。

それと、これは14ページの下水道の繰出金との関係なんですけれども、いわゆる下水道に関していいますと、いわゆる接続についていろいろずっと課題を持ったままだと思っておりますけれども、ちょっと聞きたいのはですね、この間、地域力の関係で空き家

対策として改修すると。湯船であれば京都府の予算もあって、180万円でしたっけ。あと、ほかの地域は町単費で90万円と。それを使う際に、いわゆる空き家での下水道を接続する、水洗化するという意味で工事にも使えるということで説明されてきたと思います。

とりわけ、先日、お試し住宅とかで見させていただいたように、やはりああいう古民家部分とかで住んでもらおうと思うと、下水道の関係の整備は大変欠かせないことだというふうに思う意味ではですね、当然、そういうことに使うことはあると思うんですけども、ただ、一方で、実際、住んでおられるところで水洗化したいと思っても費用がかかってくるということで、なかなか接続や水洗化に踏み切れないという状況が長くあって、なかなか接続率が進まないというのが現状としてあったと思うんですね。そういう点では、やはり空き家対策というだけでなく、一般的な下水道の接続対策としても、例えば、年に何件かでも限定してでも、そういう下水道を接続する上での改修費用を補助していくということが必要じゃないかというふうに思うんですね。

特に、空き家だけに重点を置いて補助金を出しますということじゃなくて、やっぱり実際住んでおられる方がそういうことを利用できるようになっていかないとなかなか進まないと思いますので、これは政策的なことなので町長にお聞きしておきたいんですけども、下水道の接続対策として、今、空き家対策でやっているような補助金を一定枠をつくってでも進めていくときじゃないかと思うんですけども、その辺、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この下水道対策なんですけど、ご案内のとおり、和東町の下水道対策はいわゆる合併浄化槽とか浄化槽を使うとことか、今のところ大きく二つに分かれております。本来

ならいろんなところで方法があるんですけども、大まか、和東町は二つの方法をとっております。

一つの中では、合併浄化槽には下水道設置補助金とか、そういうものを設けてやっているわけです。今、言われますように、まずは全普及と今の状況でどうしていこうかということを考えていかないといけませんので、下水道だけでいくというわけにいきません。

今、言われるように、和東町全体が下水道を高めていく方法という観点に立って、合併浄化槽も合わせながら今後どうしていくべきかというのが私は大事だと思っておりますので、少しここだけ突出して、こうしますというのは、もう少し内部で議論させていただかないと言えないというところが、まだ出てきてないということでご理解いただきたいと思います。しかし、あらゆる制度を利用してやっていけるものということこれからやってまいりたい。

先ほど言いましたように、一つ指定を受ければ、今、和東町単費の90万円ですが、そこへ指定をしますと、90万円上乗せで180万円いけると。それはいろんな条件が出てくるだろうと思いますが、それをどう拡大させていくとか、いろんな面を全体にわたって考えられる面で、もう一つここを検討していきたいと、このように思います。

これは今、言われたように、利用の面において拡大すると。全体的に通じて同じ条件にもとで考える条件の制度の充実という方向で今後検討する必要があるのかなというように思っておりますが、今すぐ答えというのは、今、湯船が指定をさせていただいております。まだ、中、西、東和東ができていないと。この辺のところをまず一步していけるような、受けられるような形で努力してまいりたいと、このように思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

公共下水道の接続率を上げていくという問題というのは、本当に公共下水道が稼働して以来の長年の課題だと思うんですね。やはり若い方が流出したりとか、また、地域の高齢化が進んでいく中で、例えば、高齢者の世帯などでは、わざわざ大きいお金を使って水洗化してでもですね、なかなか返ってくるめどがないということで、もうやめとこかということもありますし、やはり当座の大きいお金がかかるということが大きなネックになっているということは、これは明らかなことだと思うんです。

もちろん移住者というかね、和東に移住してでも住みたいと言っている方に対して、それを援助するということはもちろんこれは大事なことです。必要なことだとは思いますが、ただ、やっぱり今現在住んでおられる方に対する支援というのが薄いというのがこの下水道の問題でもそうだと思うんですね。ですので、今、町長もいろいろな面で検討したいという話でしたけども、これは大変急がれることだと思うんですね。実際、空き家の関係ではもう進んでるわけですから。そういう枠ができてるわけですからね、ですから、やっぱりそこはぜひ現在住んでおられる方に対する支援として、そろそろ具体化をしていただくことを強く要望しておきたいというふうに思います。

最後にですね 1 点だけ福祉課長にお聞きしたいんですけども、保育所費の関係ですけども、今、保育所のほうでは、この間、時間延長の関係で、今、6 時半までのところを午後 7 時までも含めて検討いただいている、いわゆる人の配置ですね、保育士さんの配置ができれば、そういった充実のほうもぜひしていきたいということで園長先生のほうからも以前お話もあったと思うんですけども、その辺、来年度の予算に向けてですけども、実際、見通しについてはどうでしょうか。

○ 議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○ 福祉課長（北 広光君）



はい、お答えいたします。

それにつきましては、来年度の職員の採用も含めまして、総務課と協議した中で進めていっているところでございます。

従前からお答えさせていただいていますように、職員体制が今のところは整っていない状態でございますけども、当然ながら、早期に職員体制を整えるように職員募集もかけまして、整い次第、実施していくつもりで、今、検討しているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいから午後1時30分まで休憩します。

なお、午後1時から議会運営委員会を開催されますので、委員の皆さんは委員会室にご参集願います。

休憩（午前11時37分～午後1時30分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

それでは、下水関係でお尋ねをいたします。

建設事業課長、18ページの管理費の中の修繕費、マンホールのポンプ修理ということを知っています。場所はどこですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

別所4号のマンホールポンプでございます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

先ほど午前中、岡本議員のほうからもいろいろお尋ねがありましたが、台風21号、9月4日です。長時間にわたって停電が起こったということで、ライフラインが寸断されたということになっておるわけですが、ただ、この時間も非常に長時間にわたってあったと。その間、雨で、また夕食、そして入浴等の一番最大の時間帯に起こったと、このように判断しておるわけです。

本町のインフラ整備なんですけど、水道、下水道についてはいろいろあるわけですが、ただ、府道宇治、木津信楽線の上に6万ボルトの電流が走っている。ここで台風21号等によって木がかぶさってきて停電が起こったと、このように判断しているわけですが、今現在でも非常に線の上に木がかぶさっているというような状態が続いておるわけです。これも一つ関電のほうにも早急に要望していただきたい、このように思います。

9月4日の昼からにかけての停電なんですけど、下水道につきましても非常にトラブルが起こったと、このように思います。建設事業課には、夜の時間帯、朝の時間帯まで非常にご苦労をかけたと、このようにもお聞きしておるわけですが、それに対応するために、インフラ整備の上限というの、課長、どのようになっているんですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

私のほうの所管としましては、下水道及び簡易水道のほうを担当しているわけですが、下水、水道につきましても処理場及び浄水場については無停電装置ということで発電機を設置しておりまして、自家発で対応するということになっております。

これにつきましては、正常どおり稼働してくれましたので、問題なく稼働が停止することなく動いたんですけども、一部、昨日の決算でも出ておりましたけども、マンホールポンプについては数カ所、停電の関係でもう少しであふれるというような状況が発生させたのは事実でございます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

マンホールポンプが停電のために動かなかった、こういうことですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

町内に設置しています40ほどあるマンホールポンプが動かなかったというのが現状でございます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

岡本議員が先ほどの質疑の中で総務課長に公民館の対応ということで、発電機云々ということ言われておりました。これは100ボルトの電流で蛍光灯等々で対応できたと思います。ところが、マンホールになってきたら200ボルトと思います。これを発電機対応というのは、今、課長の答弁は、発電機対応という答弁であったのか、聞き漏らしたんですけど、その点はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現実、自家発を持っておられますのは、浄水場と下水場でございますので、ほかにつ

いては移動式の発電機を稼働するという方法はあることはあります。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

このマンホールのところに発電機は使えることはできるんですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほども質問にございましたように、電気には低圧と高圧がございます、高圧につきましても、キュービクルというのを設置しております。低圧についてはそのまま200ボルトの電気が入っておりますけれども、マンホールポンプには全て低圧でございます、200ボルトをそのまま直につないでいるという状況で、発電機を使おうとすればそれなりに規定の資格を持ったものが使わないと使えないというのが現状であります。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

私も電気のことにはわかりませんが、この電流を使う、発電機を使う場合にはいろいろな資格が要ると思うんです。条件整備が必要だと思うんです。

今、課長の答弁のように、電気の資格を持っている者、また、そこまで行くまでに牽引きの資格を持っている者、いろんな条件整備ができてこようと思うんです。だから、あえて簡単に発電機を持っていったらいいんだというのは、これはいかなものか。

というのは、やはり200ボルトの電流をさわるといことは、当然、事故が起きてくるおそれもあります。その点、今までの対応がバキュームカーで対応されていっ

たんか、それともいろんな方法があったと思うんです。それについて原課としてどのように考えておられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現実、今までこのような大きな想定外の停電というのはなかなか発生はしておりません。実際のところ、マンホールポンプでいいますと、釜塚1号、釜塚2号がかなり大きな電気が必要なマンホールポンプでございます。

3時間程度の停電ですと何とかそのままでストックをしながら、ため込んで切り抜けるというような状況でございました。ということで、今回ように6時間という停電になりましたので、今回については、急遽、バキュームカーを用意したというのが現実でございます。

先ほど総務課長のほうから答弁ありましたように、2時時点での停電につきましては、瞬電というか、ちょっとの時間の停電でしたので、大丈夫かと思っておりましたけども、その後に1時間、2時間という停電時間が来ましたので、例えば、1時間半ぐらいたった段階で、これではもたないと。現場から担当者がもちませんという連絡を出してきましたので、バキュームカーを急遽お願いしたいというのが現実でございます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

私がここで言いたいのは、発電機をこっちで自分で操作するのは無理ですよ。事故があったときにどうするんですかということなんです。当然、これは委託契約をいろいろな形で平成29年度で結んでおられます。そこへお願いするのが一番ベターかなと、このように思うんです。条件整備さえできたらいいですよ。何回も言いま

すけど、条件整備されてないのに発電機を持って事故が起こった場合に誰が責任をとるの。このことだけ十分踏まえてやっていただきたいと、このように思います。

当然、これから台風21号、22号は向こうへ行きましたけど、まだもうちょっと台風シーズンが来るんです。どこでどういう形になるかわかりませんが、これに対応するために原課としてひとつよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、1件ごとに行います。

議案第34号 平成30年度和東町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第34号 平成30年度和東町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第35号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第35号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成30年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原

案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第36号 平成30年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第37号 平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第38号 和東町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第38号の提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、和東町過疎地域自立促進市町村計画を変更したく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうから、議案第38号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第38号

和東町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

和東町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月20日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただいておりますので、資料No.38に基づいて説明をさせていただきます。

議案書の次に事業計画をつけさせていただきます。

2枚ほどめくっていただきまして、No.38ということで、過疎地域自立促進市町村計画新旧対照表でございます。

1枚めくっていただきまして、事業計画、産業の振興、(3)観光又はレクリエーションの一番下段になります。今回、お茶の駅和東整備事業ということで新規事業を記載させていただきます。

続きまして、財源内訳ということで、変更をさせていただいたところには下線を引いております。

まず、1の産業の振興ということで、同じく、(3)観光又はレクリエーション、和東運動公園駐車場等周辺整備事業、概算事業費8,413万3,000円、財源内訳、地方債8,150万円、うち過疎債8,150万円、一般財源263万3,000円。

お茶の駅和東整備事業、概算事業費5,669万2,000円、財源内訳といたしまして地方債5,610万円、うち過疎債5,610万円、一般財源59万2,000円。

1枚めくっていただきまして、続いて、自立促進施策区分ということで、3.生活環境の整備ということで、(1)水道施設、簡易水道でございます。簡易水道給水施設整備事業、統合簡水でございます。概算事業費8億414万9,000円、財源内訳、国・府支出金2億603万7,000円、地方債5億9,480万円、かち過疎債2億9,730万円。一般財源331万2,000円。

続いて、その下で6.教育の振興ということで、(1)学校教育関連施設、和東



小・中学校トイレ改修事業ということで、概算事業費 1 億 2 5 9 万 4 , 0 0 0 円、財源内訳、地方債 1 億 2 5 0 万円、過疎債、うち過疎債 1 億 2 5 0 万円、一般財源 9 万 4 , 0 0 0 円。

以上、変更させていただきましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 3 8 号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 3 8 号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 、議案第 3 9 号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 39 号の提案理由を申し上げます。

湯船辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定により、本計画の変更を提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、引き続きまして、議案第 39 号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 39 号

湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

湯船辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 20 日提出

和東町長 堀 忠雄

1 枚めくっていただきまして、総合整備計画書でございます。

京都府相楽郡和東町湯船辺地、辺地の人口 331 人、面積 23.98 k㎡でございます。

（1）辺地の概要につきましては、辺地を構成する町又は字の名称 和東町大字湯船、（2）地域の中心の位置 大字湯船小字岩倉、（3）辺地度点数 125 点。

議長のお許しをいただいておりますので、No. 39 の資料に基づき説明をさせていただきます。

No. 39 の印字をしている 1 枚めくっていただきまして、変更後、変更前という

ことで記載をさせていただいております。

変更後ということで、公共的施設の整備計画。

平成27年度から平成31年までの5年間ということで、変更後、下線を引いております。

観光又はレクリエーションに関する施設、事業主体名は和束町、事業費1,525万3,000円、財源内訳：特定財源529万3,000円、一般財源996万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額980万円ということで、マウンテンバイクコースの設計業務に係る事業を変更させていただいた次第でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第39号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第39号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第40号 農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃

止する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第40号の提案理由を申し上げます。

農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例は、農業共済に関する事業を円滑かつ効率的に運用するために昭和62年に制定しましたが、現在共済業務は京都府農業共済組合が行っており、平成30年度からは農家経営を支える新しい制度である収入保険も施行されます。そのため、実質的に本町が農業共済事業を運用する必要がなくなりましたので、条例を廃止するものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第40号の説明をさせていただきます。

議案書をよろしく願いいたします。

議案第40号

農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

上記議案を提出する。

平成30年9月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は廃止する。

附 則

この条例は、告示の日から施行する。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第40号 農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第40号 農業共済事業振興基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから暫時休憩します。

休憩（午後1時55分～午後2時28分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、決議第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

吉田哲也議員。

○ 1 番（吉田哲也君）

2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、決議分の朗読をもって提案理由及び説明といたします。

決議第1号

#### 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

上記議案を別紙のとおり、和束町議会会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成30年9月20日

提出者	和束町議会議員	吉田 哲也
提出者	和束町議会議員	畑 武志
提出者	和束町議会議員	村山 一彦
提出者	和束町議会議員	竹内きみ代
提出者	和束町議会議員	井上武津男

和束町議会議長 岡田 勇 様

#### 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、京都府における産業振興や観光や文化交流等を促進するとともに、府内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、和束町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府市、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議とする。

平成30年9月20日

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、ただいま提案されました決議について、少しだけ確認も含めてお聞きしておきたいと思います。

決議文の中の内容ですけれども、冒頭ですね、「この誘致をすることによって新たな産業や観光のイノベーションを期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに」というふうに書いてありますし、また、その下のほうには、「京都府における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、府内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる」というふうに述べられておりますけれども、このように言える根拠というものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

吉田哲也議員。

○1番（吉田哲也君）

こうした開催は、大阪だけではなく京都においても産業振興や観光文化交流を促進し、府内各地の振興や住民の生活向上に寄与するとともに、和束町においても多くの観光客が期待できるということで、インバウンドの周遊が期待されると思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

過去に日本でも大阪で万博が行われました。その後にやはり経済的にもいわゆる高

度成長が進んだという実例が既にあります。そういう意味合いの中で、これはそういう可能性があるということで、私は進めていかれたらいいかと考えております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、いわゆる前回ですね、大阪で万博が開かれて、高度成長云々につながった前例があるというふうに言われましたけども、そのときと今の日本の経済状況というものは全く違っております。そういう点では、今回は今回としてのこれだけのことを言えるだけの根拠がなければですね、前にそうだったから今回もそうなんだみたいなことは言えないんじゃないかというふうに思いますし、大変根拠のないことだというふうに思います。

それとですね、今回、この決議文には何ら触れられておりませんが、いろいろと地元のほうではこの万博の誘致、また開催についてはさまざまな問題点も指摘されております。その一つの大きな問題は、大阪府がこの万博とともにいわゆる I R ですね、カジノの誘致も一体的に進めようとしているというのが大変問題になっております。

ご存じのように、先般の国会で関連法については成立しましたけども、いわゆるカジノについては、もともと刑法で罰せられる、禁止されている犯罪行為だということで、ギャンブル依存症の問題等、ますます問題点が浮き彫りになった経過もございます。そういったものを万博を開くということとともに誘致を目指しているということは、万博自身の理念にも反しますし、また、ここに説明資料をいただいておりますけども、今回の万博のテーマというのが、「いのち輝く未来社会のデザイン」というんですねか。サブテーマが、「多様で心ともに健康な生き方」というふうに書いてあります。カジノというのは、ある意味、人の不幸を踏み台にしてもうけをします。要は、お金をはぎ取って破滅させてやるという点では、心身ともに健康な生き方を大変阻ん



でいるものだと思うんですね。そういう意味からも、今回の万博の誘致とこのカジノ（ＩＲ）の誘致が一体的に行われているということは大変問題があるというふうに私は思わざるを得ないと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

井上議員。

○４番（井上武津男君）

万博と、そしてＩＲとはあくまでも事業主体が違います。そういう意味合い野中では同等に考えてもらっては困ると思います。

そして、特にＩＲは民間で、そして万博のほうは公営であるということを考えた時点では、やはり違うものであるということを分離して考えていかなきゃならないと私は考えております。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

分離して考えると言いますけども、誘致に走られている大阪府自身がこのＩＲをセットで誘致することで成長戦略の切り札にするということを、ある意味、一体的なものとして言われているんですね。幾ら今、別々のもんだと言われましても、主体自身がそういうふうに行われているわけですから、しかも会場である同じ夢洲に、空間は違うかもしれないけども、いわゆる近隣でそれを整備しようとしているのは明らかですから、要は、万博で来られた方をターゲットにしたカジノ運営をしようとしているのは目に見えております。これはやはり万博の持っている理念であるとか、今回、誘致のテーマにされている意味からでもですね、大変反するものであって、大変ゆゆしい問題だというふうに言わざるを得ないと思います。

もう一つだけ聞いておきたいのは、この夢洲というところが一体どういうところかということですね。

この間、議会でも災害対策のことでいろいろと言われました。この間、大阪で地震が起こり、また、東南海自身等が近い将来発生するというふうに繰り返し警告されております。それが起きた場合の津波などの被害というのは当然シミュレーションされておりますけども、夢洲というのは、まさに大津波、大地震に耐えられない、そういうとことして指摘をされております。そういうところにいわゆる一定期間、世界からですね、また、国内からも多くの人を1点に集めてやるというのは、防災上も大変大きな問題を抱えていると言わざるを得ないというふうに私は思うんですけども、場所的に夢洲というところがそういうものを開催する適地とは思えないと。ここで万博を開催するというのは大変無謀な問題でもあるというふうに言わざるを得ないと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

この点につきましては、国や自治体のほうで防災に関して考えていられると私は思っております。そして、そのほうは国や自治体のほうに委ねていきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろん国や自治体が誘致をする以上は、そういった問題を全く考えないことはないと思いますが、ただ、それは実際、今、夢洲というところが東日本大震災を受けて防災の拠点として、以前、橋下知事はその庁舎を持ってきて防災拠点にするんだというふうに言われたけども、東日本大震災によってそれが無理だと、あそこは適していないというふうに判断をされて、結局そのままになっているんですね。それは結局そういうふうに耐えられないという判断があるからそうなっているわけです。

そういうところに万博の会場を持ってくるということを私たちがそういうことをただ単に国や自治体に委ねればいいようなことで、とにかく誘致してくださいみたいなことは大変無責任な決議になると。あとは大阪府や国が考えてくれたらいいと。もし、開催期間に重大な災害が起こった場合にはどのように誘致を推進する決議を上げた、もし上げるのであればですよ、それを推進するという意味では、その辺の責任についてはどのようにお考えですか。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

それはやはり国とか自治体のほうに委ねなければ仕方がないと私は考えております。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、岡本議員、賛成、反対。

反対ですね。

○6番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、提案されました決議第1号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、反対する立場から討論を行います。

私は、万国博覧会の理念そのものに反対するものではありませんが、現在、大阪府等が進めている万博誘致をめぐりましては見過ごせない問題点が多数あり、本決議には賛成できません。

一つは、今回の万博誘致は、I R、いわゆるカジノ誘致とセットで進められている問題です。

さきの国会では、安倍政権と自民・公明の与党、そして維新が国民の反対を押し切

ってカジノ法を強行成立させましたが、ギャンブル依存症問題など、カジノの弊害はますます浮き彫りになりました。カジノは刑法で禁止している犯罪行為であり、人の不幸を踏み台にしてもうけを上げるものであり、万博が掲げるまともな産業・経済の進歩にも逆行し、大阪誘致のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」、またサブテーマである「多様で心身ともに健康な生き方」とも当然合致いたしません。万博会場の近くにカジノを誘致することへの府民・国民の反対も強く、極めて看過できない重大問題ではないかと思えます。

二つ目は、破綻済みの大型開発の焼き直しになる危険であります。

万博会場として予定されている夢洲地区は、以前、「大阪湾ベイエリア開発計画」の一角として大型開発が進められましたが、大きく破綻した経過がございます。その後、橋下知事の下で、防災庁舎としての移転活用が持ち上がりましたが、東日本大震災を通して防災拠点としての機能が果たせないことが明らかになりました。今回の万博誘致は、既に破綻した大型開発を万博を口実にまたそろ復活させようとのもくろみがあるのではないかと考えます。

三つ目は、南海トラフ地震などの大地震・大津波に耐えられない場所という問題です。

東日本大震災を受けて、夢洲が大地震・大津波に耐えられない場所であることが明らかになっており、そのような場所に半年間にわたり多くの人を集中させる計画は無謀だとの指摘がされています。誘致年は2025年ですが、いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震などへの備えを考えれば、余りに無謀な計画ではないかと思えます。

四つ目には、莫大な経費負担が大阪府民に押しつけられる問題です。

大阪府の基本構想によれば、会場建設費は1,300億円程度、運営費が700億円と言っておりましたが、配られました資料を見ますと既に800億円を超えております。また、用地や鉄道整備などの関連事業には700億円以上などと試算をされて

いるようではありますが、これらは結局のところ、大阪府民、市民の負担にはね返ることが予想されます。

オリンピックと同様に、当初の経費予測を上回ることは当然想定され、巨額の負担がのしかかることになることは火を見るよりも明らかではないかと思えます。大阪府市民の痛みの上に進められようとしている万博の誘致、こういったものに私たちがもろ手を挙げて賛成し、手をかすなどとはとんでもないのではないかと思えます。

以上の点から、大阪への万博の誘致にはさまざま問題が山積しており、議会として後押しする決議を上げることはある意味無責任であり、やるべきではないと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

3番、村山議員、賛成ですか、反対ですか。

賛成。

○3番（村山一彦君）

決議第1号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、賛成の立場から討論を行います。

この国際博覧会は、国の閣議了解を経て決定された国家プロジェクトであり、現在、2025年日本万国博覧会誘致委員会では、他の立候補国との熾烈な誘致競争を勝ち抜くため機運の盛り上がりを対外的に示し、万博誘致の機運を日本全国に波及させるべく奮闘されています。

1970年に日本で最初に開催された大阪万博は、日本の高度経済成長を象徴する一大イベントであり、また、新しい技術や商品が生まれ、生活が便利になるきっかけともなりました。

万博は、日本の成長を持続させる起爆剤でもあり、開催により新たな産業や観光のイノベーション創出とともに、地域経済・中小企業の活性化が期待できます。国では

周辺府県に約 2 億の波及効果があると試算されています。こうした万博の開催は、大阪だけでなく京都府においても産業振興や観光文化交流等を促進し、府内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与するとともに、本町においてもさらなる多くのインバウンドの周遊が期待されます。

万博誘致と I R 誘致を一体に進めようとしているとの声も聞こえるが、万博誘致と I R 誘致とはそれぞれ独立した事業であり、事業主体も異なり、相互の依存性はないものと思われま

す。よって、私は、本決議に賛成するものであり、議員皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

決議第 1 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、決議第 1 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、発議第 6 号 水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

産業常任委員会の副といたしましての立場上、発議第 6 号 水道法「改正」水道民営化に反対する意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び説明といたします。

発議第6号

水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成30年9月20日

提出者	和束町議会議員	小西 啓
賛成者	和束町議会議員	吉田 哲也
賛成者	和束町議会議員	畑 武志
賛成者	和束町議会議員	岡田 泰正
賛成者	和束町議会議員	井上武津男

和束町議会議長 岡田 勇 様

水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書

水は、命と暮らしを支える不可欠の基本的資源であり、水道事業は、水質の安全管理、資源・水質の保全、料金などについて極めて高い公共性が求められます。よって水道は、将来にわたって安全で必要な水資源の供給することが水道事業の使命であり、目的です。

今回の水道法改正趣旨は、国や都道府県等の水道事業関係者の明確化、水道事業者間の広域連携の推進、適切な資産管理の推進などについては賛同できるところですが、「官民連携の推進」、いわゆる民間企業参入ともとらざるを得ない点については疑問視するところではあります。

実態としては、水道施設の老朽化や長寿命化対策・耐震整備など、まだまだ課題が山積しています。本町においては、簡易水道統合事業により、ある一定の整備は整ったものの、特に耐震・長寿命化対策を講じる必要があることは言うまでもありません。

給水人口減少予測に伴う財政見通しを理由に、2020年には大幅な水道料金の改正するといった検討がされるなど非常に厳しい運営実態がある昨今、いわゆるPFI法の活用を視野に入れた水道法改正は、特に本町のような過疎山間地にはなじみにく

く、財源が乏しく、国からの財政支援が今以上に受けにくくなることが予測されます。

安定した水道水の供給と住民が安心して使用ができる水道水の供給は、単に民間資金の活用に頼ることより、行政の責務として水道事業の管理運営に当たるべきという立場から、今回の法改正の内容を見直すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出します。

平成30年9月20日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

私は、発議第6号に賛成する立場から討論を行います。

意見書でも述べられておりますように、水や水道は命と暮らしを支える根本的なものであり、高い公共性を持って扱うべきものです。



2014年に施行された水循環基本法は、「水が国民共有の貴重な財産であり公共性の高いものである」として、「全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できること」を基本理念に挙げています。これは水は憲法25条が保障する生存権にかかわるものであることを示すもので、この理念に立った事業運営が求められています。

しかし、政府が進めている水道法改正による方向は、水や水道を福祉ではなく単に商品として扱うものであり、今後の水道行政に大きな禍根を残す危険がございます。

改正案の主な柱は二つあり、一つは広域化の推進です。

これまでは地方自治体から都道府県に対し広域化計画を要請できるとしてまいりましたが、今回の改正では国が基本方針を策定し、都道府県がその方針に沿って基盤強化計画をつくるようになっており、市町村は都道府県が設置した協議会に参加し、決定に従うだけで、トップダウンでの広域化が進められる恐れもございます。

もう一つがコンセッション方式の導入で、地方自治体の事業者としての位置づけを維持しつつ、運営権を民間事業者に設定できる仕組みづくりです。運営権を渡してもモニタリング体制を充実するとされておりますが、第三者機関への委託も可能であり、自治体の関与が形骸化するのには目に見えております。

そもそも極めて公共性の高い水道を利益優先の民間事業者が長期にわたり運営権を持つことは、効率化や合理化の名のもとに安全性や安定性が後退し、料金値上げなど住民負担増の危険性が高まることは必然であり、容認できません。

このような方向性のもとでは、本町の簡易水道のような小規模事業はますます放置され、厳しい状況に置かれるのは必至だと考えます。

今、必要なことは、安易な広域化や民営化の推進ではなく、水や水道の持つ高い公共性や命や生活を支える根本的な役割に立ち返り、本町の簡易水道のような小規模事業も含め、ふさわしく位置づけを高め、財政支援を強化し、水道事業の維持・改善に国や自治体が責任を持つことではないかと思えます。その意味からも水道法改正、水道民営化に道理はないと考えます。そういった意味から、本意見書に賛成するもので

す。

○議長（岡田 勇君）

ほかに。

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

賛成です。

私は、水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書に対し、賛成の立場から賛成討論を行います。

和東町のような立地条件から、民間活力を活用した水道運営は非常に厳しいと考えます。今回の法改正の目的の一つに、民間との連携という内容が盛り込まれています。今回反対の意見書に対し賛同するもので、財源が乏しく、国からの支援に頼らざるを得ない自治体にあっては、今後、民間活力によることにより、やはり国の制度拡充を強く要望するところで、法改正については本町のような小さな自治体に手厚く対応いただけるよう要望し、今回の法改正は大都市対応だけを見据えたものと判断し、水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書に賛成するものです。

議員各位賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第6号 水道法「改正」、水道民営化に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第7号 核兵器禁止条約の参加を求める意見書を議題といたしま

す。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第7号についての提案理由を申し上げます。

昨年は、核兵器の問題をめぐり、大きな激動と前進がありました。それは、昨年7月7日に核兵器禁止条約が国連加盟国の63%もの賛成で採択され、世界史上初めて国際法において核兵器が違法と規定されたことであり、その条約の採択に尽力した核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したことでした。この歴史的快挙は、世界で唯一の戦争被爆国である日本の国民として、核兵器廃絶を心から願う人間として心から歓迎し、喜びにたえない大きな前進でした。

しかし、残念ながらというよりも、恥ずかしながら日本の政府は、条約の協議や採択にさえ参加せず、条約採択から1年以上経過した今なお条約を無視し、署名、批准に背を向け続けております。この政府の態度は、核兵器廃絶を願う世界の人々の願い、残酷な体験を強いられ、背負い続けてこられた、そして命がけで核廃絶を訴えている被爆者の願いを踏みにじるものです。政府が一日も早く条約に署名し、批准に足を踏み出すよう、非核平和宣言の町の議会として声を上げるため、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙のとおり読み上げまして提案させていただきます。

発議第7号

#### 核兵器禁止条約への参加を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成30年9月20日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 勇 様

## 核兵器禁止条約への参加を求める意見書

「原爆は、人間が人間らしく生きる尊厳を容赦なく奪い去る残酷な兵器なのです」（「長崎平和宣言」より）。この残酷な兵器による惨禍を身を持って体験した被爆者を初め、平和と核兵器廃絶を願う多くの人々の努力と運動が実り、昨年7月7日、国連加盟193カ国の63%に当たる122カ国の賛成により、歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択された。

この条約は、核兵器の法的禁止の内容として、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵」、「使用、使用の威嚇」、締約国の領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備の許可」などを明記している。これにより核兵器は歴史上初めて国際法によって全面的に違法化されるという画期的な時代を開いた。

日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、核兵器の恐怖や愚かさを身を持って体験した国として、核兵器禁止条約の採択は長年にわたる念願成就である。本来、核兵器廃絶への希望の明かりとして歓迎し、早期の発効に向けてリーダーシップを発揮すべき立場であり、世界からその役割発揮が期待されている。

ところが、日本政府は条約の交渉にさえ参加せず、条約採択に背を向け、条約への署名、批准を拒み続けている。

ことしの広島、長崎での平和式典でも安倍総理は条約に全く触れないなど、禁止条約に背を向ける態度を取り続けていることは被爆国の政府として極めて残念であり、強い憤りを感じるものである。

私たちは、非核平和を宣言している議会として、政府が一日も早く核兵器禁止条約に署名、批准を行い、条約の早期発効に尽力し、「核のない世界」の実現へ、ふさわしい役割を発揮することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出します。

平成30年9月20日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

私は、発議第7号に賛成の立場から討論を行います。

ここに、1964年8月に世に出された被爆婦人の手記「木の葉のように焼かれて」第1集がございます。手記の題名ともなった「木の葉のように焼かれて」と題した手記を寄せられた広島の被爆者、名越 操さんは被爆当時16歳。「あの日」のことをこのように述べています。

「外にいた私は、爆風で飛び、家の中でうつ伏せになり、柱や屋根が背中に落ち、畳に血が流れた。逃げよう。火の手に追われ、追い詰められて山に逃れた。家中がみんなばらばらになって、髪を逆立て、自分の皮膚をぶら下げ、わあわあわめき、叫び、泣きながら山にのぼった。父も母も、姉も妹もみんなばらばらになってしもうて、家が灰になり、何もかも灰になり、まだ熱い焼け跡に立って、私の心も灰のように焼けた」。

この名越さんの妹さんは行方不明のまま帰らず、また、被爆2世の名越さんの息子さんは戦後数十年たって白血病で亡くなっておられます。

原爆は、その場で亡くなった人だけでなく、助かった人も、また、ずっと後に生を受けた子供さえも死や病から逃しませんでした。それは被爆から73年たった今もな

お変わっておりません。

これほどの残酷な兵器が他にあるのでしょうか。このような兵器の存在が許されるのでしょうか。まして、このような兵器を平和のためだと言って保有し、誰かをおどす道具にすることを人間として許せるのでしょうか。この極めて当たり前の問いに正面から答え、このあってはならない、そして使用してはならない残酷で愚かな兵器を禁止し、国際法違反の烙印を押したのが核兵器禁止条約です。

本来であるならば日本政府が率先して協議し、世界の国々に参加を促し、その採択に尽力すべきものでしたが、この歴史的な場面に日本政府の姿は全くなく、核兵器にしがみつき条約採択に悪罵を投げつけたアメリカを初めとする核保有国の側にはっきり立って条約採択に背を向けました。被爆国としてこれ以上の恥ずべき態度はありません。政府は直ちに考えを改め、一刻も早く条約にサインし、批准すべきではないかと思います。

以上の立場から、本意見書に賛成いたします。

○議長（岡田 勇君）

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第7号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第7号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書は否決されました。

日程第11、発議第8号 サマータイム（夏時間）導入に反対する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

発議 8 号についての提案理由を申し上げます。

今、安倍政権がにわかに推進しようとしているサマータイム、いわゆる夏時間の導入はさまざまな問題が指摘されており、とりわけ睡眠や身体への影響が強く懸念されております。

2 年後の東京オリンピック・パラリンピックの競技の猛暑対策が発端となっておりますが、それだけのために国民生活全体を巻き込む必要性は全くありません。余りに不可解で無謀としか言いようのないサマータイムの導入検討は直ちにやめるべきとの立場から、本意見書を提案します。

それでは、意見書を読み上げまして、提案させていただきます。

発議第 8 号

#### サマータイム（夏時間）導入に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき提出します。

平成 30 年 9 月 20 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 勇 様

#### サマータイム（夏時間）導入に反対する意見書

安倍総理は、夏の期間だけ全国的に時間を早めるサマータイム（夏時間）の導入に向けた検討に意欲を示し、その理由を 2020 年東京五輪・パラリンピックの「猛暑対策」としているが、極めて唐突で乱暴な提起である。

サマータイムは、夏季に標準時間より時刻を早めた「夏時間」を国全体で実施するもので、東京五輪開催期間を中心に一、二時間進める案などが取りざたされ、マラソンなどの時間を前にずらせば涼しい時間に競技ができるとのもくろみがある。

しかし、その程度では解決にならないとの指摘が既に相次ぐとともに、そもそも五

輪の猛暑対策のためになぜ国民生活全体に大きな影響を及ぼす変更が必要なのか不可解である。

サマータイムは、コンピューターシステムや交通機関ダイヤの変更に膨大なコストがかかるなどの多くの弊害があるが、とりわけ深刻なのは国民への健康被害である。

日本睡眠学会は、サマータイムによる急激な時刻変更が生活リズムや眠りの質と量に悪影響を与え、疾病リスクを高める負の側面を挙げ、「身体に鞭打つ結果をもたらす」と警鐘を鳴らしている。

サマータイムの歴史が長い欧州でも廃止の声が広がっており、日本でも戦後1948年に実施されたものの、国民の過労の原因になり、生活実態にそぐわなかったことからたった4年で廃止された経過があり、既に破綻済みの制度である。

五輪の猛暑対策というなら開催時期そのものを涼しいシーズンに変更することなどに真剣に取り組むべきであり、少なくとも五輪を口実にして国民の生活や命、健康に多大な悪影響が想定されるサマータイム導入を検討・実施することに何の道理もなく、直ちにやめるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出します。

平成30年9月20日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会担当 鈴木 俊一 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。



質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

私は、発議第 8 号に賛成する立場から討論を行います。

オリンピック・パラリンピックの猛暑対策という安易な発想が今回のサマータイム導入議論の出発点ですが、実際はそう簡単ではなく、多くの問題点が指摘されております。

冬日照時間が短い高緯度の欧米地域では早くから導入されてきましたが、睡眠不足による健康障害や時間変更による混乱や負担増などさまざまな問題点・弊害が浮上し、見直しや廃止の動きが相次いでおり、例えば、ロシアでは切りかえの時期に救急車の出動や心筋梗塞による死亡者が増加し、2011 年を最後に廃止されております。

意見書にもあるように、日本でも 70 年前の 1948 年に電力不足を理由に GHQ の指示で実施された時期がありましたが、過労や能率低下などの弊害から廃止した経過がございます。その後も省エネや早朝からの仕事開始による労働生産性向上、余暇の増加による経済効果など、さまざまな理由をつけて導入が検討されてきましたが、実現しておりません。導入に伴う社会的コストも莫大となると想定され、時間変更にとまなう主要インフラの対応だけでも 3,000 億円にのぼるとの試算も出されており、そもそもシステム変更には最低でも四、五年は必要で、仮にオリンピック対策としても開催まで 2 年しかなく、そもそも不可能との指摘もございます。

何より悪い影響が懸念されるのが睡眠や健康問題です。

もともと日本人の睡眠時間は、長時間労働などが原因で欧米に比べて 1 時間以上短く、そこに 1、2 時間も睡眠時間が短くなるとされるサマータイムを導入すれば睡眠

不足が進行し、「睡眠障害」を引き起こす最後の一押しになるとの指摘がございます。

こうした影響は社会的弱者である子どもや高齢者、患者等に特に大きくなるとされております。これほどの懸念材料を抱えたままサマータイムを導入するメリットは何もなく、政府は検討を中止すべきです。

もし、真剣にオリンピック・パラリンピックの猛暑対策を考えているのであれば、開催時期の変更等を本気になって検討すべきであり、それもせずに単にオリンピック・パラリンピックをだしに使うようなことはやめるべきです。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 サマータイム（夏時間）導入に反対する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第8号 サマータイム（夏時間）導入に反対する意見書は否決されました。

日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第13、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

第3回和東町の定例議会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

まずをもって、本議会に提案させていただきました全議案につきまして、皆さん方から原案どおりのご承認、ご議決を賜りありがとうございました。そして、今回も議員各位より多くのご意見等をいただきました。今後、和東町のまちづくりにおいて、こうした皆さん方からいただいたご意見を真摯に受けとめながら進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

引き続きまして、議員各位のご協力を賜りますことをお願い申し上げます、甚だ簡

単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これをもちまして、平成30年和束町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時23分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 30 年 11 月 28 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 小 西 啓

〃

和東町議会議員 吉 田 哲 也